

国民健康保険税の手続きは市公式LINEで便利に

市公式LINEから国民健康保険税の「産前産後期間の免除」および「非自発的失業者の軽減」の申請手続きができるようになりました。

詳しくは市ホームページで確認していただくか、国保年金課まで問い合わせください。

産前産後期間の免除

令和6年1月から、妊娠または出産した被保険者がいる国保加入世帯に対し、被保険者に係る所得割額および均等割額を申請により免除します。

対象者

八街市国民健康保険の被保険者で妊娠されている方または出産された方

対象期間

出産予定月または出産月の前月から出産月の翌々月までの4カ月間（多胎妊娠の場合は、出産月の3カ月前から出産月の翌々月までの6カ月間）

免除額

所得割額および均等割額の全額

非自発的失業者の軽減

勤務先の倒産や解雇、または正当な理由のある自己都合退職により、国民健康保険に加入した方は保険税の軽減を受けられます。

対象者

離職日時点において65歳未満で、雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者として失業等給付を受ける方

対象期間

離職の翌日・翌年度末

軽減額

対象者の前年の給与所得を100分の30とみなして保険税を算定

国保年金課
443・1139

区加入者応援店事業の協力店を募集

八街市区長会では、区加入促進と地域の活性化を目的として、区加入者が市内の店舗を利用した際に、割引や景品などの特典を受けられる「区加入者応援店事業」を実施します。

事業の趣旨に賛同し、特典をご提供いただける店舗を八街商工会議所のご協力により現在募集中です。

※特典内容は店舗で決めています。経費は自己負担となります。PRにもなりますので、ご検討ください。

八街市区長会事務局
(市民協働推進課内)
312・1140

八街市一般廃棄物処理基本計画（八街市食品ロス削減推進計画）（案）の意見を募集

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物処理の責務を負う市町村が一般廃棄物として定義されている「ごみ」と「生活排水」に関する処理の基本的な方向を、長期的な視点に立って策定するものです。

本市では平成27年3月に策定した計画が令和6年度末で計画期間が終了するため、社会情勢の変化や、これまでの旧計画に掲げてきた施策の取り組み状況を踏まえ、新たに食品ロス削減推進計画を加えた「八街市一般廃棄物処理基本計画（八街市食品ロス削減推進計画）」を策定します。

本計画（案）について、市民の皆さんから広くご意見を伺いするため、パブリックコメントを実施します。

募集期間

10月30日（水）～11月29日（金）

閲覧場所

・クリーン推進課

八街市用草500番地
443・1738

clean_c@city.yachimata.jp

443・6937

八街市一般廃棄物処理基本計画（八街市食品ロス削減推進計画）（案）の意見を募集

八街市一般廃棄物処理基本計画（八街市食品ロス削減推進計画）（案）の意見を募集

意見の提出方法

氏名、団体名（所属している場合のみ）、住所、電話番号を市指定の書面に記入し、クリーン推進課へ持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかで提出するか、閲覧場所に設置する意見箱へ投函してください。

提出先

〒289・1138
八街市用草500番地
443・1738

clean_c@city.yachimata.jp

443・6937

八街山田台郵便局での証明書発行窓口の利用時間帯が変更

八街山田台郵便局では、11月5日（火）より昼休憩時間を設けるため、正午～午後1時の窓口業務を行わないことに伴い住民票、税証明なども発行できなくなります。

利用時間

午前9時～午後4時
（正午～午後1時を除く）

税証明に関する問い合わせ
443・1120

課税課
443・1116

令和5年度決算に基づく健全化判断比率などを公表

健全化判断比率および資金不足比率とは、市の財政の健全度を測る指標であり、健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、また、公営企業の経営の健全度を測る指標である資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、公営企業の経営健全化計画を定め、財政の健全化を図ることとされています。

令和5年度決算に基づく八街市の健全化判断比率および資金不足比率は、下表のとおりで、いずれも指標の基準を下回っています。

健全化判断比率

（ ）内は、早期健全化基準

実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率

- % (12.84%) - % (17.84%) 6.7% (25.0%) 45.2% (350.0%)

※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、いずれも実質赤字がないため、「-」と表示しています。

資金不足比率

（ ）内は、経営健全化基準

特別会計名 資金不足額 資金不足比率

水道事業会計 - 千円 - % (20.0%)

下水道事業会計 - 千円 - % (20.0%)

※資金不足額と資金不足比率は、資金不足額がないため、「-」と表示しています。

国民健康保険「医療費通知」発送時期のお知らせ

医療費通知は、医療機関でかかった医療費などを知ることができ、皆さんの健康への認識を深め、医療保険の健全な運営を図るために送付します。

発送時期

令和6年1～10月診療分
令和7年1月末発送

令和6年11月診療分
令和7年2月末発送

令和6年12月診療分
令和7年3月末発送

※確定申告の医療費控除で使用するができます。

11月・12月診療分および医療費通知に記載されていない

医療費通知は再発行ができません。再発行の申請には本人確認の提示が必要です。

国保年金課
443・1139